

令和4年4月11日

空グループ

職員・スタッフの皆様へ

一般社団法人 空
代表理事 森田 泰大

令和4年度 福祉・介護職員処遇改善加算の計画のお知らせ

職員・スタッフの皆様には、一般社団法人 空 「児童発達支援・放課後等デイサービス」「生活介護」部門で、コロナ禍の中、日々業務に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

さて、平成24年度より福祉・介護職員処遇改善加算が国より支給されており、給与に反映してまいりましたが、本年 令和4年度の当法人の支給条件が決定しましたので、以下の通りお知らせいたします。

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

【月給与・時給与】

正職員・・・月額給与に処遇手当として 20,000円～30,000円 を付加する
パートスタッフ・・・勤続年数により時給に 20円～240円 を付加する

【一時金】

正職員・・・勤続年数により 年2回（2022年12月・2023年7月）支給する
パートスタッフ・・・勤続1年以上で勤務時間30時間以上の者に 月額給与の5%を 年2回（同上）支給する

(2) キャリアパス要件、職場環境等要件

- ・ キャリアパス要件Ⅰ・・・(職位職責又は職務内容の要件を定め、それに応じた賃金体系)
- ・ キャリアパス要件Ⅱ・・・(職員の資質の向上のための計画に沿った研修機会の提供)
- ・ キャリアパス要件Ⅲ・・・(経験、資格等に応じた昇給する仕組み)
- ・ 職場環境等要件・・・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の気付きを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、看護師、栄養士・調理員等の専門職、事務員等は対象外となります

※注意※

この処遇改善は、サービス別基本サービス費に各種加算を加えた総単位数にサービス別加算率を乗じて算定されて支給されることから、あくまでも支払いを約束するものではありません。また、この制度も今後いつまで継続されるかなど、国よりのはっきりとした指針が出ておりませんので、基本的には一時的なものとして、ご理解頂きますようお願い申し上げます。